

- (ii) 計画図変更の場合は、計画図(法定の5万分の1の縮尺の図面)に、変更箇所が都道府県内における大まかな位置が分かる縮尺(20万分の1、50万分の1、都道府県全域図等)の図面が添付されていること
- (iii) 計画図変更又は計画書変更いずれの場合も、法定手続きの進捗状況として、法第38条審議会及び市町村長からの意見聴取を終えたか否かが説明されていること
- (iv) 森林地域を縮小する場合について、変更に係る具体的な場所(住所、地番、緯度・経度など)について可能な限り把握した上で、林地開発許可の状況(許可の年月日など)について、変更概要に記載すること。

#### (4) 様式例等

- (ア) 以上を整理した資料としては、別紙(土地利用基本計画の事前調整又は本協議の様式例)を参照されたい。
- (イ) なお、過去、国土政策局(旧土地・水資源局)が求めていた、同様式例に記される内容以外の資料(スケジュール、変更案件、個別規制法上の調整状況、図面等についての詳細情報)については求めていない。(必要に応じて、別途個別に依頼する場合はある。)

## 2 事前調整の実施、標準期間、38条審議会及び市町村長からの意見聴取との先後

### (1) 事前調整の実施

- (ア) 計画図変更又は計画書変更の法定協議(以下「本協議」という。)を円滑に進めるためには、同協議に先立つ事前調整(以下「事前調整」という。)を行うことが望ましい。ただし、この実施の要否については、もとより、都道府県の自主的判断に委ねられている。
- (イ) なお、過去、国土政策局(旧土地局)が求め、事前調整とは別に行われていた国の関係地方支分部局との意見交換については、行うこととしていない。<sup>\*31</sup>

### (2) 資料の体裁確認の手続き

- (ア) 事前調整が行われる場合、国土政策局は、事前調整のための準備として、あらかじめ都道府県から事前調整の資料の提供を受けて、即日又は数日以内にその体裁を確認することとする(参考2)。このため、各都道府県においては、事前調整用資料が大方調った段階で、国土交通省国土政策局に連絡するようお願いする。
- (イ) なお、過去、国土政策局(旧土地・水資源局)が求めていた同局との意見交換は、必須の手続きではない。

### (3) 事前調整の標準期間<sup>\*32</sup>

都道府県から事前調整の依頼を受けた国土政策局は、関係行政機関から変更案についての意見を聴き、都道府県からの見解が必要なものを仕分ける等必要な調整を行いつつ意見を取りまとめ、都道府県との調整を行うものとする。事前調整の期間は、国土政策局が関係行政機関へ意見を聴き始めてから4週間を目途とする(参考2)。当該期間を1週間以上超過する場合は、国土政策局は、都道府県にお知らせする。

### (4) 本協議の標準期間

事前調整が行われた案件について本協議が行われる場合、国土政策局は、関係行政機関との法定協議を行いつつ、同事前調整の結果を踏まえ、都道府県に対する回答を行うものとする。

\*31 H20年課長通知と同旨。

\*32 標準処理期間について

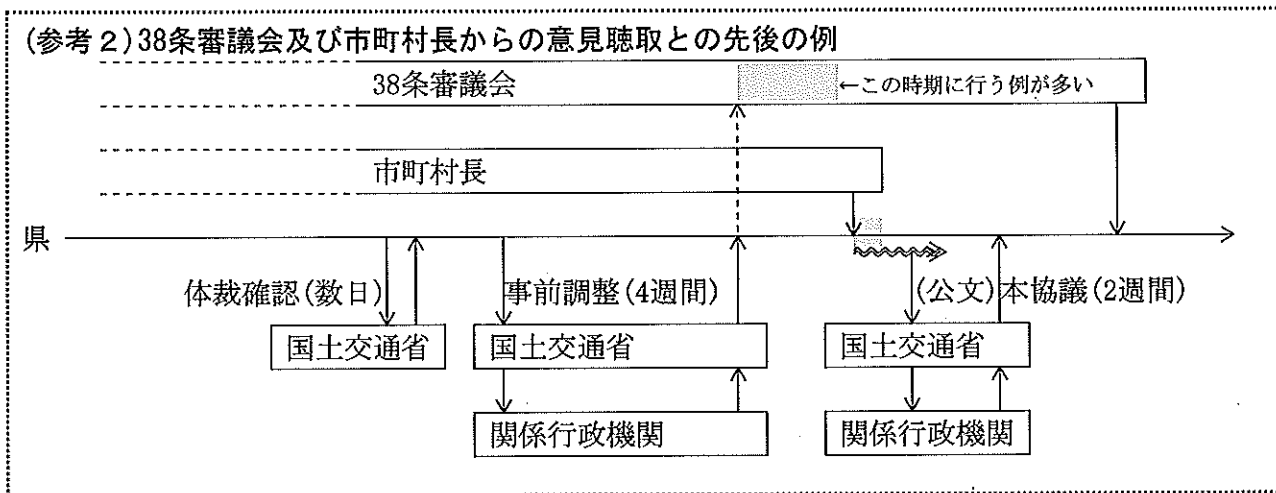
国土政策局との意見交換を基本的には必要としていない点など、現在の運用を整理。また、変更協議を効率的かつ計画的に行うため、標準処理期間を整理、設定。

る。この場合の本協議の期間は、国土政策局が関係行政機関へ協議を始めてから2週間を目途とする(参考2)。当該期間を1週間以上超過する場合は、国土政策局は、都道府県にお知らせする。

なお、関係行政機関での手続きを効率的に行うため、事前調整、本協議ともに、開始の時期を個別に相談することが多いので、あらかじめ御承知おきいただきたい。

(5) 38条審議会及び市町村長からの意見聴取との先後

38条審議会からの意見聴取については、制度上は変更決定までに行えばよい。事前調整又は本協議の前に終える必要はないが、実態上、事前調整と本協議との間で行う例が多い。他方、市町村からの意見聴取については、本協議を始めるまでに終えていることが望ましい(参考2)。



3 同一年度内の時期、回数、複数案件のまとめ方

(1) 時期、回数等の考え方

事前調整及び本協議の時期、回数、複数案件のまとめ方については、五地域の個別規制法との関係や38条審議会との関係等を踏まえた都道府県の自主的判断に委ねられている。このため、年度末以外であっても随時行っている。<sup>\*33</sup>

(2) 時期、回数、複数案件のまとめ方の例

(ア) 事前調整又は本協議は、年度末に1回開催する38条審議会に向けて1回で行う例が多い。他方、年度末以外であっても随時行っているため、38条審議会、事前調整及び本協議をそれぞれ年度内複数回に渡って行う例、複数回の事前調整、複数回の本協議を行いつつ、その間に38条審議会を1回のみ開催する例も多い。

(イ) また、複数の案件がある場合、事前調整、38条審議会、本協議及び決定・公表を一つのまとまりで行う必要はない。事前調整及び38条審議会には複数の案件をまとめて諮りつつ、案件ごとに本協議及び決定・公表の時期を分けるといった例もある。

4 事前調整又は本協議の終え方

(1) 回答の位置づけ

\*33 年度内回数等について

最近まで年度末1回を強要していたが、現在では随時かつ複数回対応している点を改めて整理。

(ア)第1章の第2の1(計画図の機能)のとおり、計画図変更の場面で機能を発揮するためには、早すぎず、遅すぎない的確な時期の調整又は本協議を通じ、事前調整又は本協議は調べ、五地域の個別規制法との一体性が確保されることが重要である。

(イ)国土政策局は、都道府県から事前調整又は本協議の依頼を受けた場合、必ず、当該都道府県に対して、事前調整にあつては公印を押印していない文書(いわゆる「事務連絡」)で、本協議にあつては公印を押印した文書(いわゆる「公文」)で、事前調整又は本協議を了するか否か、つまり、調ったか否かの旨の回答をする。

(ウ)基本的には事前調整又は本協議は、調うことが望ましいが、同回答を受けていない又は同回答において調べていない案件があることをもって、事前調整又は本協議を行っていないということにはならない。言い換えると、事前調整又は本協議それぞれの標準期間(2の(3)又は(4))を経れば、事前調整未了でも事前調整又は本協議を行ったと捉えて構わない<sup>34</sup>。実際、国土政策局からの回答よりも前に計画図変更を決定している例もある。

(エ)これは、先ず、事前調整はその時点での関係行政機関の見解を整理するものであり、もとより必ず調う性質のものではないが、本協議そのものについても、国と都道府県との関係が、法制定当初の承認から、同意付き協議を経て、単なる協議へと改正されたことを踏まえると、国が承認又は同意と同様の関与を行うことが不適當であるためである。

## (2) 終え方の考え方

第1章の第2の1(計画図の機能)及び(1)(回答の位置づけ)を踏まえ、都道府県がどのような考え方に立って本協議を終えるかは、その自主的判断に委ねられている。

---

\*34 協議及び調整の終え方について

「同意付き協議」から「協議」に改正した結果、協議に係る調整は、必ず調わなければならないものではなく、標準期間を経れば調整を行った(=調ったわけではない)と捉えて構わないとする現在の運用を整理。

## B 五地域ごとの留意点及びその他の留意点

### 第1 都市地域及び農業地域についての留意点

都市計画制度と農林漁業との調整全般については、「都市計画と農林漁業との調整措置について(平成14年11月1日農振第1452号)」に定めるとおりであるが、本稿においては、制度趣旨や法的解釈において特に照会の多い、都市計画と農業の調整方法に重点を置いて、基本的考えを示すこととする<sup>\*35</sup>。

#### 1 都市計画と農林漁業との調整 (事前調整又は本協議の開始時期)

##### (1) 留意が必要な場合及び事前調整又は本協議の開始時期の考え方

(ア)都市計画と農林漁業との調整が伴う次に掲げる場合に、計画図変更の事前調整又は本協議を円滑に進めるためには、当該調整又は本協議の開始時期に一定の目安(以下の(2)及び(3))がある。

(i)都市地域の拡大・縮小、又は、農業地域の拡大・縮小いずれの場合であっても、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を変更するとき(以下「線引き案件」という。)

(ii)地区計画又は非線引き地域内用途地域の指定に伴い農業地域を縮小する場合で、かつ、4ヘクタールを超える農地が含まれているとき(以下「地区計画・非線引き用途地域内農地案件」という。)

(イ)これは、都市計画と農林漁業との実質的な調整が終わる時期(以下の(2)の(ア)及び(3)の(ア))よりも前に、関連する計画図変更の事前調整又は本協議を行うと、農林水産省が意見を表明できないことがあるためである。

このため、例えば、都市計画と農林漁業との実質的な調整が終わる時期よりも前に計画図変更の事前調整を行うと、農林水産省から意見が保留されることがある。なお、意見が保留されることがあったとしても、事前調整の実施は否定されないことを、個別規制法担当部局との間でも認識しておく必要がある。

##### (2) 線引き案件の事前調整又は本協議の開始時期

(ア)線引き案件に係る都市計画法第18条の都道府県から国への協議は、①事前調整、②(公文)事前協議、③(公文)本協議と3段階で行われている場合が多い(参考3の①～③)。

この場合、都市計画と農林漁業との実質的な調整が終わる時期については、次に掲げる案件に応じて、当該各案件に掲げるとき、との運用がなされている。この際、都道府県が地方農政局等(北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)に行った事前調整が終わったとき(参考3の①)と認識されている場合が多いため、そうではないことについて、関係者間で共有認識を持つ必要がある。

(i)線引き案件((ii)のものを除く) 地方整備局等(北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)が地方農政局等に行った事前協議(参考3の②)について地方農政局等が公文での回答をしたとき(参考3のa)

\*35 府省調整について

H10年までの課名通知(土地利用基本計画ニュース)では、「担当部局と連絡を密にするべき」旨のみ記述していたため、具体的に必要な対応方法等が不明確であった。

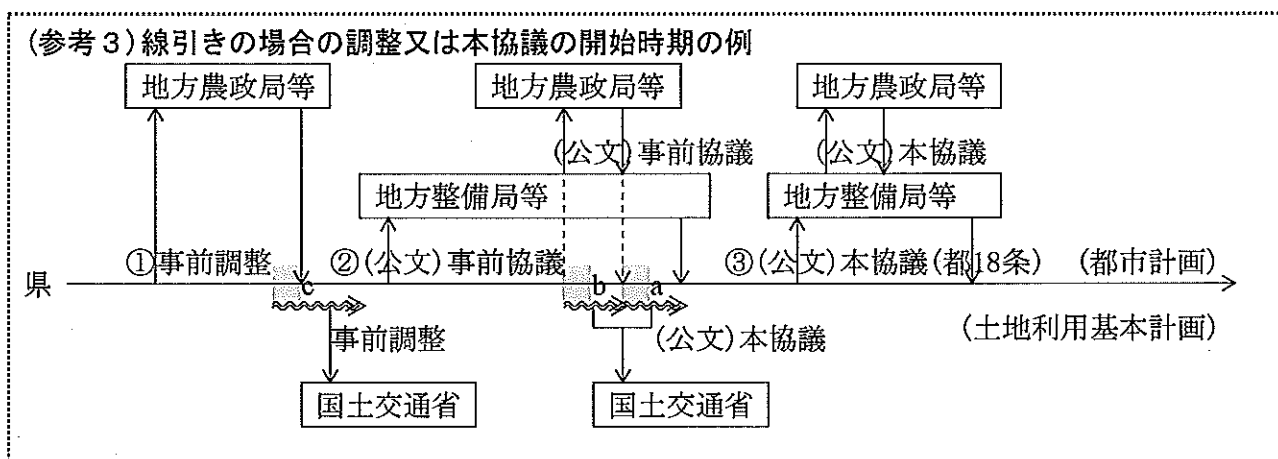
このため、都市計画に係る農林水産省との調整と土地利用基本計画の協議・調整の開始時期等のタイミングに係る留意点等について、現在の運用を整理したもの。

(ii)線引き案件であって、都市 地方整備局等が地方農政局等に行う事前協議(参考3の ②)の開始のとき(参考3のb) 漁業との関係が薄いと思われるもの

(イ)なお、事前調整又は本協議を円滑に進めるためには、次に掲げる(ア)の運用の趣旨・背景に留意の上、個別規制法の調整状況を的確に把握することが重要である。

(i)線引き案件に係る都市計画の案は、都道府県の個別規制法担当部局において、国の農林水産担当部局との調整(参考3の①)の後にも、国の都市計画担当部局との調整及び都市計画法第16条の公聴会を経て作成されていくことが多い。このため、地方整備局等が地方農政局等に事前協議を行う(参考3の②)までは、内容が大きく変わる場合があること

(ii)区域区分においては、いわゆる「人口フレーム方式(目標年次までの人口増加、人口密度変化の予測等を根拠に市街化区域の拡大面積を算定する方法)」が一つの視点として用いられている。このため、都市的利用のための埋立て等農林漁業との関係が薄いと思われる案件と、農林漁業と関係が深い案件とを個々に分離できない場合もあること



(ウ)(ア)を踏まえた、線引き案件に係る計画図変更の本協議の開始時期は、地方整備局等が地方農政局等に行った事前協議(参考3の②)について地方農政局等が公文での回答をしたとき(参考3のa)以降であることが望ましい。また、これと異なる場合には、あらかじめ国土政策局に知らせることが望ましい。

(エ)線引き案件に係る計画図変更の事前調整の開始時期は、(ウ)から逆算して最も早い時期に行うとの考え方に立った場合でも、次に掲げるときであることが望ましい。なお、繰り返すことになるが、(1)の(イ)のとおり、都市計画と農林漁業との実質的な調整が終わる((2)の(ア)の(i)又は(ii))までの間は、関連する計画図変更の事前調整について農林水産省から意見が保留されることがある。

・都道府県が地方農政局等に行う事前調整(参考3の①)が終わりそうなき(参考3のc)以降

### (3)地区計画・非線引き用途地域内農地案件の調整又は本協議の開始時期

(ア)地区計画・非線引き用途地域内農地案件に係る農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第44条第3号等の調整の際には、地方農政局等が都道府県に対し、①一定の連絡調整の後に、②都市計画法第19条の市町村から都道府県への協議を前提とした公文での連絡調整を求めている場合がある(参考4の①・③)。

この場合、都市計画と農林漁業との実質的な調整が終わる時期については、都道府県が地方農政局等に行った公文での連絡調整(参考4の③)について地方農政局等が公文での回答

をしたとき(参考4のa)、との運用がなされているが、その前の段階で、都道府県の要請に基づいて、地方農政局等が公文での回答をしたときが、これに該当する(参考4のb)。この際、都道府県が地方農政局等に行った連絡調整が終わったとき(参考4の①)と認識されている場合が多いため、そうではないことについて、関係者間で共有認識を持つ必要がある。

(イ)なお、調整又は本協議を円滑に進めるためには、次に掲げる(ア)の運用の趣旨・背景に留意の上、個別規制法の調整状況を的確に把握することが重要である。

(i) 地区計画・非線引き用途地域内農地案件に係る都市計画の案は、市町村の個別規制法担当部局において、都道府県の個別規制法担当部局が地方農政局等に行う連絡調整(参考4の①)の後にも、都市計画法第16条の公聴会を経て作成されていくことが多い。このため、都市計画法第19条の市町村から都道府県への協議が行われる(参考4の③)までは、内容が大きく変わる場合があること

(ii) 地区計画・非線引き用途地域内農地案件の場合、都市計画法では線引き案件のような都道府県と地方農政局等との間の協議が規定されていない。しかし、土地利用の転換を前提とする案件が多いため、都市計画法第19条の市町村から都道府県への協議の過程において、次に掲げる農地転用制度上の観点から、都道府県の個別規制法担当部局と地方農政局等との間で調整(参考4の①・③)が必要であること

① 都市計画と農林漁業との調整が調って用途地域が指定された場合には、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(いわゆる「第3種農地」)として、農地転用許可基準上、農地転用の許可を受けやすくなる扱いとなること

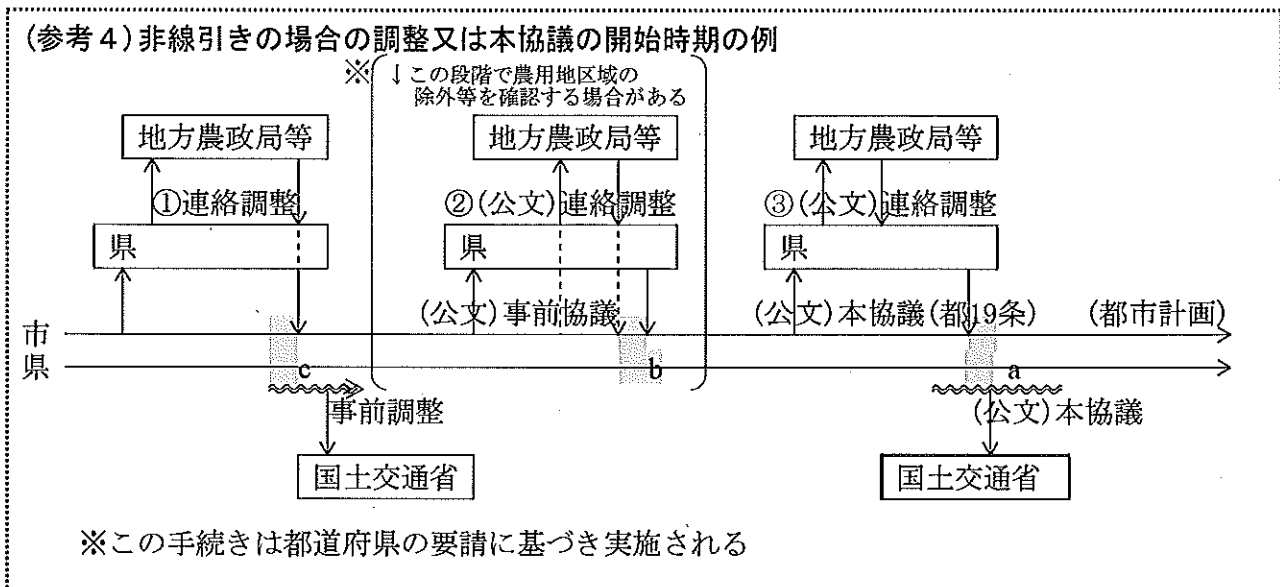
② 地区計画・非線引き用途地域内農地案件は、4ヘクタールを超える農地が含まれているため、農地転用の許可の許可権者が地方農政局長等となる場合が多いこと

(iii) (ii)の農地転用制度上の観点に加え、都市計画法でも、用途地域には原則として農用地区域等を含まないものとしてされている(同法施行令第8条第2項)。このため、都道府県が地方農政局等に行う公文での連絡調整(参考4の③)の際に、地方農政局等が農用地区域から除外済みであること等を確認している場合があること

ただし、この手続きは関係者間で十分認識されていない場合が多い。このため、都道府県においては、地区計画・非線引き用途地域内農地案件に係る地方農政局等との調整の開始時点(参考4の①)から、地方農政局等に対して、地区計画又は非線引き地域内用途地域の指定、農用地区域の除外及び計画図変更、それぞれの先後を明らかにしたスケジュールを示し、この手続きの進め方を地方農政局等も含めた関係者間で共有しておくこ

とが肝要であること。

(ウ) (ア)を踏まえた、地区計画・非線引き用途地域内農地案件に係る計画図変更の本協議の



開始時期は、次に掲げるときであることが望ましい。また、これと異なる場合には、あらかじめ国土政策局に知らせることが望ましい。

- ・都道府県が地方農政局等に行った公文での連絡調整(参考4の③(公文)本協議(都19条))について地方農政局等が公文での回答をしたとき(参考4のa)以降
- ・(a)にかかわらず、都道府県が市町村から(公文)事前協議を受けた場合(参考4の②)で、地方農政局等に行った(公文)での連絡調整について、地方農政局等が公文での回答をしたとき(参考4のb)以降

(エ)地区計画・非線引き用途地域内農地案件に係る計画図変更の事前調整の開始時期は、(ウ)から逆算して最も早い時期に行うとの考え方に立った場合でも、次に掲げるときであることが望ましい。なお、繰り返しになるが、(1)の(イ)のとおり、都市計画と農林漁業との実質的な調整が終わる((3)の(イ)の(i)又は(ii))までの間は、関連する計画図変更の事前調整について農林水産省から意見が保留されることがある。

- ・都道府県が地方農政局等に行う連絡調整(参考4の①)が終わりそうな時(参考4のc)以降

#### (4) 都市計画と農林漁業との調整状況を説明する際の留意点

上記(1)から(3)までを踏まえ、都市計画と農林漁業との調整が伴う計画図変更については、その調整又は協議の開始時期の考え方が確認できるよう、「関連する個別規制法の措置(予定)」及び「個別規制法の調整状況」で、次に掲げる事項が分かるように説明されていることが望ましい(参考5)。

(i) 市街化区域、市街化調整区域、用途地域等の指定予定の有無

(ii) (i)に関連する調整状況のどの段階で土地利用基本計画の事前調整又は本協議を行おうとしているのか

(参考5) 関連する個別規制法の措置及び調整状況の説明例

	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況
農業地域の縮小 (線引き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●都市計画(区域区分)の変更並びに</li> <li>▲▲農業振興地域及び■農業振興地域整備計画(農用地区域)の変更(平成○年度予定)</li> </ul>	平成○年○月地方農政局と事前調整終了 (平成○年○月から地方整備局と事前協議を開始、平成○年○月○日付け○○第○○号にて地方整備局から事前協議終了の通知等)
// (非線引き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●都市計画(用途地域)の変更並びに</li> <li>▲▲農業振興地域及び■農業振興地域整備計画(農用地区域)の変更(平成○年度予定)</li> </ul>	平成○年○月地方農政局と調整終了 (平成○年○月○日付け○○第○○号にて地方農政局から調整終了の通知等)
都市地域の拡大 (埋立て)	●●都市計画の変更(区域区分、用途地域の指定・変更なし)(平成○年度予定)	平成○年○月地方整備局と調整終了 (平成○年○月○日付け○○第○○号にて地方整備局から協議終了の通知等)

2 都市計画区域の広がり の 妥当性を説明する際の留意点

(ア) 都市地域(都市計画区域)を拡大する場合には、「変更理由」で、広がり の 妥当性が分かるように説明されていることが望ましい。

(イ) 具体的には、既存の工業団地、埋立地の竣工等の区域を対象とする場合は変更範囲が明らかであるものの(参考6)、市町村合併や都市計画区域の見直しなどを契機とする場合は変更範囲について様々な考え方があり得る。こうした場合は、主要道路や鉄道駅といった主要な都市施設との関係や既存の市街地との関係等から市街化が進んでいる又は進む見込みがあることを、拡大する地域のまとまりごとに説明されていることが望ましい(参考7は良くない例)。

(ウ) この趣旨は、国有林(森林管理局)、その他森林(林野庁)、自然公園(環境省)、防衛施設(防衛省)等、関係行政機関の中には、土地の都市的利用動向により影響を受ける仕組み等を有している場合があり、整理のために、調整又は本協議の際に確認してくることがあるとの点にある。



(参考6) 変更を必要とする理由の例～変更範囲が明らかなもの

都市地域の拡大	公有水面埋立てにより生じた土地であり、現行の都市計画区域と一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため。
	宅地(工業団地、商業用地、学校用地等)造成が行われ既に市街化された地域であり、現行の都市計画区域と一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため。

(参考7) 変更を必要とする理由の例～都市の範囲の考え方が直ちに分からない場合

	変更を必要とする理由
都市地域の拡大 (都市施設沿線)	平成〇年の市町村合併及び国道●号の沿線沿い(▲▲鉄道駅、■■自動車道 I C等)の整備(予定)状況等を踏まえ、国道●号沿線上の旧△△町の一部及び■■自動車道 I C周辺の旧□□村の一部について、現行の都市計画区域と一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため。
" " (市街地隣接)	平成〇年の市町村合併及び既存市街地に隣接し(挟まれ等)、旧△△町の市街地を含む区域である(市街化が進みつつある、宅地開発が進みつつある、企業立地が増加しつつある、隣接市街地からの開発圧力に晒される恐れがある等)こと等を踏まえ、現行の都市計画区域と一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため。

3 非線引き埋立地の変更時期

(ア) 非線引き都市計画区域に係る埋立てにより都市地域を拡大する場合には、制度上何らか望ましい時期がある訳ではないため、計画図変更の時期をいつにするのかを一考する必要がある。

(イ) この場合、埋立免許、竣功認可、境界変更の告示等幾つかの目安がある(参考8)。

例えば、埋立面積は、埋立免許後でも変わり得るため、計画図と地目現況とが乖離しないようにするためには、(a) 早くとも、都道府県の区域(行政面積)として参入される面積を見通すことができる竣功認可以降となる(参考8のa)。

(ただし、「竣功認可見込み」の際であっても、竣功認可に至るまでに変更される可能性が少ないものについては、その限りではない。)

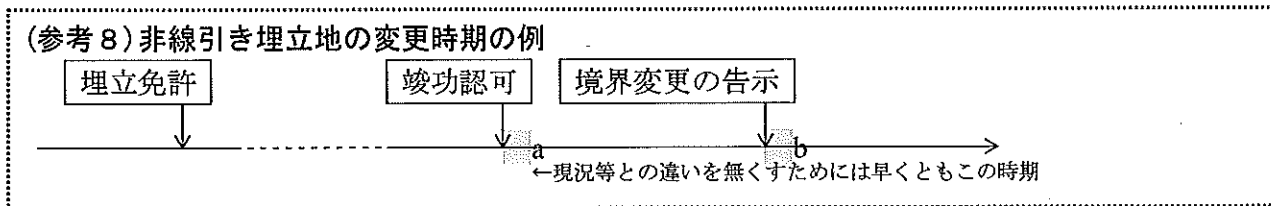
また、計画図と正式な都道府県の区域(行政面積)とが乖離しないようにするためには、(b) 新たに生じた土地(境界変更)についての地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく告示以降となる(参考8のb)。

なお、公有水面の埋立予定地を参考情報として計画図に表示し、当該予定地に包含される陸域部分が計画図であると解することで、都市計画と計画図の一致を図っている例もある。

(ウ) このこと背景としては、都市計画では、海域に向かってオープン指定することで、公有水面の埋立てにより陸域が拡大しても、変更行為無しに都市計画上の地域・区域が拡大する場合があるのに対して、法上、都道府県の区域ではない海域部分は計画図そのものではないとの理由から、都市計画と計画図とで措置する時期が一致していない例があるとの点がある。

(エ) なお、非線引き公有水面の埋立に係る都市地域の拡大の変更協議については、農林調整は

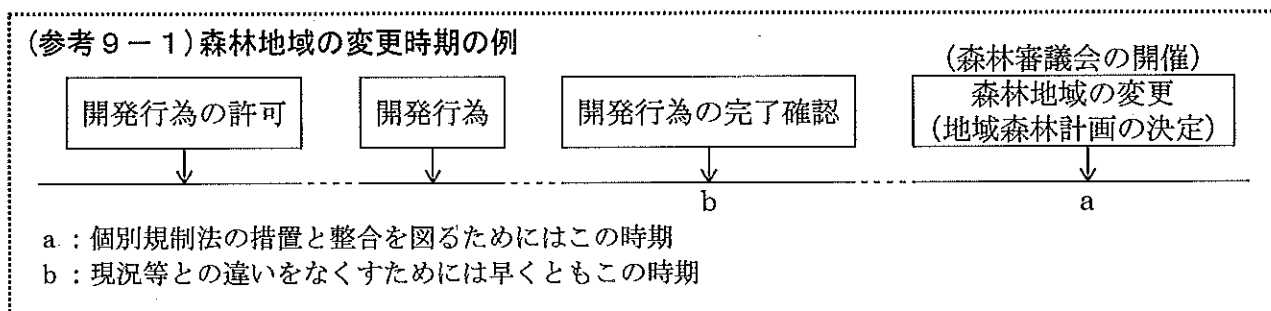
不要である。



## 第2 森林地域、自然公園地域及び自然保全地域についての留意点

### 1 森林地域の変更時期

- (ア) 開発に伴い森林地域を縮小する場合には、地域森林計画の変更が行われた段階で行うことが望ましい(参考9-1のa)。また、森林地域を拡大する場合も同様の取扱いとなる。
- (イ) なお、開発に伴い森林地域を縮小する場合において、計画図と現況とが乖離しないようにするため、開発行為の完了確認を受ける見込みが明らかになった段階で計画図を変更することも可能である(参考9-1のb)。
- (ウ) また、林野庁における事前調整又は本協議の円滑な実施のため、林地開発許可の状況(許可の年月日など)について、「個別規制法の調整状況」欄に記載するようお願いする。(参考9-2)。



(参考9-2) 林地開発許可の記載例

個別規制法の調整状況	
森林地域の縮小	平成〇〇年〇月 林地開発許可 工事完了済み(又は工事实施中) (〇〇施設)

## 2 自然公園地域・自然保全地域の調整又は本協議の開始時期

### (1) 開始時期の考え方

- (ア) 自然公園地域・自然保全地域の拡大・縮小の調整又は本協議を円滑に進めるためには、当該調整又は本協議の開始時期に一定の目安(以下の(イ)及び(ウ))がある。
- (イ) これは、自然公園地域・自然保全地域の前提となる個別規制法上の実質的な調整が終わる時期(以下の(イ)及び(ウ))よりも前に、関連する計画図変更の事前調整又は本協議を行うと、関係行政機関が意見を表明できないことがあるためである。  
このため、例えば、個別規制法上の実質的な調整が終わる時期よりも前に計画図変更の

事前調整を行うと、関係行政機関から意見が保留されることがある。なお、意見が保留されることがあったとしても、事前調整の実施は否定されないことを、個別規制法担当部局との間でも認識しておく必要がある。

## (2) 国立・国定公園等の調整又は本協議の開始時期

(ア) 自然公園地域・自然保全地域の前提となる個別規制法上の協議(自然公園法第67条の協議等)は、環境省において、都道府県の個別規制法担当部局との間で調整を行いつつ、①国の地方行政機関との調整、②同機関との(公文)協議、③本府省との事前協議及び④同本府省との(公文)協議と段階的に行われる場

合が多い(参考10の①～④)(例えば、国立公園)。

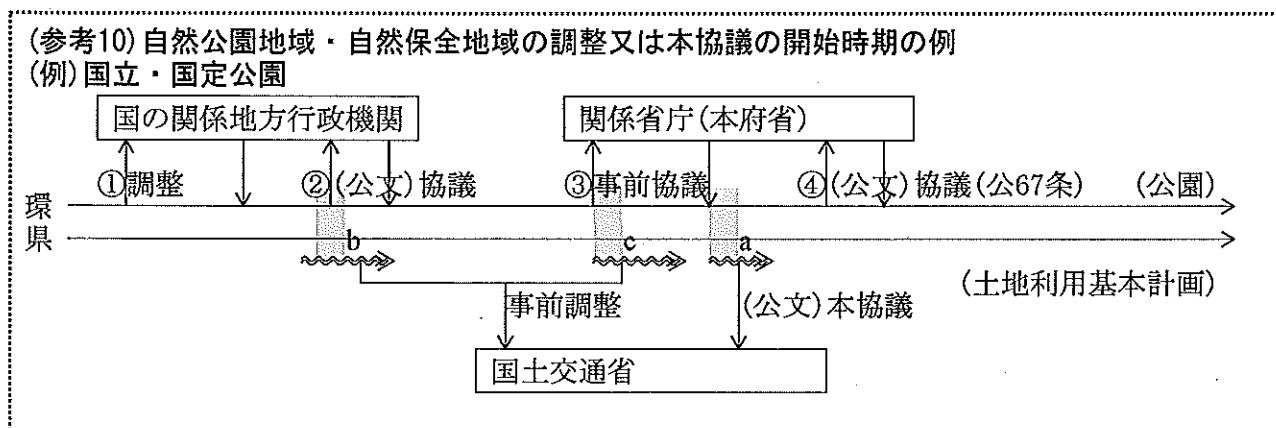
この場合、個別規制法上の実質的な調整が終わる時期とは、環境省が本府省に行った事前協議(参考10の③)が終わったとき(参考10のa)となる。従って、計画図変更の本協議の開始時期も、次に掲げるときであることが望ましい。

・環境省が本府省に行った事前協議(参考10の③)が終わったとき(参考10のa)以降

(イ) また、この場合の計画図変更の事前調整の開始時期は、(ア)から逆算して最も早い時期に行うとの考え方に立った場合でも、次に掲げるいずれかのときであることが望ましい。

・早くとも、環境省が地方行政機関に行う公文での協議(参考10の②)の開始と同じとき(参考10のb)以降

・可能な限り、環境省が本府省に行う事前協議(参考10の③)の開始のとき(参考10のc)以降



(ウ) なお、環境省が本府省に行う事前協議(参考10の③)は国土交通省に対しても行われる。

この際、過去、国土政策局(旧土地局)は、当該事前協議よりも前に、計画図変更の事前調整を終えるべき、としていたことがあるが、現在ではそのような立場をとっていない。計画図変更にどのような機能を見出し、よって、どのような時期に調整又は本協議を行うかは、都道府県の自主的な判断に委ねられている。

## (3) 県立自然公園等の調整又は本協議の開始時期

(ア) 自然公園地域・自然保全地域の拡大・縮小では、国の関係行政機関との個別規制法上の法定協議が無い場合であって、都道府県の個別規制法担当部局が環境省等との間で調整を行いつつ、国の地方行政機関との調整を行うときもある(例えば、都道府県立自然公園)。

(イ) この場合には、計画図変更の事前調整及び本協議のいずれの開始時期も、次に掲げるときであることが望ましい。

・国の地方行政機関との一定の調整を終え、同調整内容を環境省等とも調整したとき以降(参考11のd)